

令和元年 11 月 7 日

退職年金受給者の皆様

市議会議員共済会

扶養親族等申告書の提出に係る 大切なお知らせ

令和 2 年分の扶養親族等申告書から提出をする必要のある人が限られます。

① ・年金受給者ご本人が寡婦（寡夫）または障害者に該当しない人
かつ、控除対象となる配偶者または扶養親族がいない場合

⇒ **提出が不要です**

令和 2 年分より扶養親族等申告書が未提出の場合でも、年金受給者ご本人に係る控除（基礎的控除）が適用されます。

② ・年金受給者ご本人が寡婦（寡夫）または障害者に該当する場合
・控除対象となる配偶者または扶養親族がいる場合

⇒ **提出が必要です**

同封の「扶養親族等申告書の手引（冊子）」をお読みになり、申告書をご記入ください。

※ 前年と扶養親族等の状況に変更がない人も必ず提出してください。

※ 提出がない場合は年金受給者ご本人に係る控除（基礎的控除）のみの適用となります。



【お問合せ先】

市議会議員共済会 扶養親族等申告書受付係

0570-666-115

午前 9 時～午後 5 時（土・日・祝日を除く。）